【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【中間会計期間】	第177期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社　島根銀行
【英訳名】	THE SHIMANE BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　長岡　一彦
【本店の所在の場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852)24－1234(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員人事財務グループ部長　　佐野　克巳
【最寄りの連絡場所】	島根県松江市朝日町484番地19
【電話番号】	(0852)24－1234(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員人事財務グループ部長　　佐野　克巳
【縦覧に供する場所】	株式会社島根銀行　鳥取支店 （鳥取県鳥取市興南町１番２） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自 2024年 ４月１日 至 2024年 ９月30日)	(自 2025年 ４月１日 至 2025年 ９月30日)	(自 2026年 ４月１日 至 2026年 ９月30日)	(自 2024年 ４月１日 至 2025年 ３月31日)	(自 2025年 ４月１日 至 2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	5,206	5,380	7,203	10,346	12,245
連結経常利益	百万円	605	342	263	858	417
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	502	315	109	―	―
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	―	―	―	609	370
連結中間包括利益	百万円	570	△274	△3,037	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△3,510	△2,371
連結純資産額	百万円	19,123	14,572	9,240	14,944	12,374
連結総資産額	百万円	559,454	574,602	567,832	568,783	563,161
１株当たり純資産額	円	1,472.16	918.26	269.77	963.90	651.41
１株当たり中間純利益	円	53.98	31.36	6.00	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	60.38	30.98
潜在株式調整後 １株当たり中間純利益	円	22.88	14.24	5.06	―	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	―	―	27.45	17.06
自己資本比率	%	3.41	2.53	1.62	2.62	2.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,397	3,936	29,758	18,520	△4,202
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△12,378	△18,069	6,837	△5,362	△16,537
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△129	△98	△100	△227	△199
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	31,089	31,897	61,685	46,129	25,189
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	人	326 [24]	326 [25]	319 [26]	319 [24]	316 [26]

(注) １ 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

２ 2026年度中間連結会計期間の１株当たり純資産額、１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、Ａ種優先株主による種類株主総会（会社法第325条により準用される第319条第１項の規定に基づく書面決議）及びＢ種優先株主による種類株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提とし算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第175期中	第176期中	第177期中	第175期	第176期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	3,994	4,441	6,205	8,129	9,838
経常利益	百万円	593	332	270	809	385
中間純利益	百万円	498	302	121	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	580	342
資本金	百万円	7,886	7,886	7,886	7,886	7,886
発行済株式総数						
普通株式	千株	8,416	8,416	8,416	8,416	8,416
Ａ種優先株式		940	940	940	940	940
Ｂ種優先株式		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
純資産額	百万円	17,866	13,360	7,851	13,734	10,940
総資産額	百万円	557,467	573,095	565,687	566,968	561,120
預金残高	百万円	516,003	533,842	541,414	527,340	526,031
貸出金残高	百万円	385,084	393,765	373,177	391,167	393,265
有価証券残高	百万円	124,702	135,833	121,785	118,049	131,416
１株当たり配当額						
普通株式	円	5.00	5.00	5.00	10.00	10.00
Ａ種優先株式		6.475	9.14	11.655	12.95	18.28
Ｂ種優先株式		8.25	8.25	8.25	16.50	16.50
自己資本比率	%	3.20	2.33	1.38	2.42	1.94
従業員数 ［外、平均臨時従業員数］	人	319 [24]	318 [25]	311 [26]	312 [24]	308 [26]

(注) １　自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
２　第177期中の１株当たり配当額につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、Ａ種優先株主による種類株主総会（会社法第325条により準用される第319条第１項の規定に基づく書面決議）及びＢ種優先株主による種類株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提としております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

（その他の関係会社）

当中間連結会計期間において、ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社が保有する当行の普通株式を株式会社ＳＢＩ新生銀行に譲渡したことに伴い、ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社がその他の関係会社に該当しなくなり、株式会社ＳＢＩ新生銀行がその他の関係会社に該当しております。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事業等のリスクについては、前事業年度の有価証券報告書における記載から重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における、わが国の経済は中東情勢や原油高、円安などの影響を受けつつも、グローバルなAI関連需要の増加などを背景に企業収益が堅調に推移し、緩やかな回復がみられました。個人消費についても、一部に弱さが見られるものの、雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移しています。先行きについては、高水準な企業収益が経済を下支えすることなどで、緩やかな成長を続けていくと考えられますが、依然としてわが国の経済や物価を巡る不確実性は高く、世界情勢の動向や消費者マインドの変動には、引き続き留意する必要があります。

このような経済情勢の下、市場環境の状況においては、10年国債利回りは、中東情勢の緊迫化を背景とした原油価格の上昇やインフレ圧力の強まりに対する警戒感などから上昇基調の推移となり、９月に入ると約30年ぶりに3.0%に達し、９月末は3.057%となりました。

日経平均株価は、AI・半導体関連需要の拡大への期待や堅調な企業業績などを背景に、６月末には70,000円台まで上昇しましたが、その後は中東情勢を巡る不透明感や原油高、金利上昇への警戒感などから、上値の重い展開となり、９月末は66,754円となりました。

為替は、FOMCがタカ派色を強めたことで米国金利の先高観が強まったことなどを背景に、７月には対ドルベースで一時163円台まで円安が進む場面もありましたが、その後は為替介入への警戒感の高まりなどから円高が進み、９月末は157円35銭となりました。

こうした中、当地山陰の経済は、不安定な海外情勢の影響などから生産活動は弱い動きが続いているものの、投資活動は全体として概ね堅調に推移し、個人消費も上向くなど、総じて緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当中間連結会計期間末における財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比46億円増加し、5,678億円となり、純資産は前連結会計年度末比31億円減少し、92億円となりました。

主要勘定の実績と増減要因は以下のとおりです。

預金は、個人預金が減少しましたが、法人預金及び公金預金が増加したことなどから、前連結会計年度末に比べ152億円増加し5,405億円となりました。

貸出金は、地方公共団体向け貸出金は増加しましたが、中小企業向け貸出金及び個人向け貸出金が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ203億円減少し3,693億円となりました。

有価証券は、国債や地方債が減少したことなどから、前連結会計年度末に比べ96億円減少し1,212億円となりました。

当中間連結会計期間の連結経営成績と増減要因は以下のとおりです。

経常収益は、役務取引等収益が減少しましたが、貸出金利息及び有価証券利息配当金が増加したことや、貸出債権譲渡益の計上によりその他業務収益が増加したことなどから、全体では前年同期比1,823百万円増加し7,203百万円となりました。

一方、経常費用は、預金利息及び与信関連費用が増加したことなどから、全体では前年同期比1,902百万円増加し6,940百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比78百万円減少し、263百万円となりました。親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比206百万円減少し、109百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益は、前年同期比1,763百万円増加し6,205百万円、セグメント利益は前年同期比59百万円減少し268百万円となりました。また、「リース業」の経常収益は前年同期比75百万円増加し1,068百万円、セグメント利益は前年同期比18百万円減少し９百万円となり、「その他」のセグメント利益は、持分法による投資利益が１百万円となりました。

連結自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)は、「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行が保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。その結果、連結自己資本比率(バーゼルⅢ国内基準)は、7.40%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、61,685百万円(前中間連結会計期間末は31,897百万円)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動により獲得した資金は29,758百万円(前中間連結会計期間は3,936百万円の獲得)となりました。これは主に、貸出金の減少による収入20,390百万円及び預金の増加による収入15,298百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動により獲得した資金は、6,837百万円(前中間連結会計期間は18,069百万円の使用)となりました。これは主に、有価証券の取得による支出20,609百万円を、有価証券の売却による収入9,601百万円や有価証券の償還による収入18,025百万円が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動により使用した資金は、100百万円(前中間連結会計期間は98百万円の使用)となりました。これは主に、配当金の支払による支出100百万円によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、研究開発活動

当行は、「地域連携の向上を目指す地域に根差す銀行」として、中期経営計画（2025年度～2027年度）に基づき、地元事業先との共通価値創造に向けて、夢や課題を共有していただける関係性の構築と、その実現・解決を組織全体で支援する取組みを進めております。

その結果、2026年３月期には、ＳＢＩグループとの資本業務提携前の2019年３月期と比較して、地元向け事業性貸出残高が約1.4倍へ増加し、事業性役務収益も３億円規模に伸長するなど、当行のビジネスモデルの中核である「地元事業先の支援」は着実に進展しております。

一方、地元山陰では高い後継者不在率を背景に事業承継などの課題を抱える企業が多く、地域金融機関として課題解決と企業価値向上への貢献がこれまで以上に求められております。

こうした中、「金利のある世界」の到来を好機と捉え、ポートフォリオ再構築による収益力および資金供給力の向上を通じて地域金融力のさらなる強化を図るため、2026年10月16日付で公表のとおり、株式会社ＳＢＩ新生銀行から100億円の資本増強を受けるとともに、評価損を抱える有価証券約600億円の売却を実施することを決定いたしました。

これにより、2027年１月から３月にかけて約65億円の有価証券売却損を計上するため、2027年３月期の経常損益および最終損益は一過性の赤字となる見込みですが、2027年３月末の自己資本比率は約8.5%まで向上し、財務健全性は大幅に向上する見通しであることに加え、中期経営計画最終年度である2028年３月期には最終損益の大幅な黒字化を見込んでおり、当該計画のKGI（2028年３月期）についても下表のとおり見直すことといたしました。

2028年３月期KGI（数値目標）	当初計画	見直し後
コア業務純益	22億円	17億円
当期純利益	６億円	12億円
自己資本比率	7.5%程度	９%程度

また、研究開発活動については該当事項はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は、次のとおりであります。

（その他有価証券評価損益への対応）

当行は2019年９月に締結したＳＢＩグループとの資本業務提携以降、有価証券の運用方針をインカムゲイン中心の方針に改め、ＳＢＩグループと連携し、安定したインカムゲインが期待できる高格付の海外債券（国債・地方債等）を中心とする有価証券ポートフォリオに入れ替えておりますが、2022年度において米国を始めとする海外金利の急上昇により、当行が保有するその他有価証券の評価損が拡大しました。

このため運用会社は、市場見通しを慎重に検討した結果、更に金利が上昇する可能性に対処するため、2022年度より一部の投資信託については、運用会社が策定した今後のファンド運用方針に沿って、デュレーションの調整や為替ヘッジの一部弾力化等、市場の変化に応じた対応策を講じており、当行は当該方針についての検証を行い、運用会社の対応策は最善の対応であることを確認しております。また、当該方針に基づく対応策の実施についても、運用会社からの報告を受け、連携を密に取り組んでおり、2023年度においては、再度、高格付債券を中心としたポートフォリオへのシフトを行っております。

そうした状況の中、当行は、損失の実現等によりその他有価証券評価損益の改善を図りながら、有価証券ポートフォリオの再構築を進めてまいりましたが、日本銀行による継続的な利上げの実施や国内景気の緩やかな回復、中東情勢の緊迫化に伴う原油高や根強いインフレへの警戒感等を背景に、国内外の金利が急激に上昇したことを受けて、当中間連結会計期間におけるその他有価証券の評価損は拡大しました。

当行はこうした状況を踏まえ、当該評価損の抜本的な処理を早期に実施することが、今後の財務基盤の強化につながるものと判断し、株式会社ＳＢＩ新生銀行から100億円の資本増強を受けるとともに、評価損を抱える有価証券約600億円の売却を決定いたしました。

これにより、2027年１月から３月にかけて約65億円の有価証券売却損を計上することで、2027年３月末においては評価損の大幅な縮減が見込まれ、財務健全性は大幅に向上する見通しです。加えて、ポートフォリオ再構築による収益力および資金供給力の向上を通じて、地域金融力のさらなる強化を図ってまいります。

一方で、売却損計上後も国内債券を中心に相応の評価損が残る見通しでありますが、デュレーションの短期化を図りながら、金利動向を含む市場環境の見通しやポートフォリオの状況を継続的にモニタリングし、株式会社ＳＢＩ新生銀行をはじめとするＳＢＩグループとの連携を通じて、リスク管理を一層強化してまいります。

(5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　(1) 連結財務諸表　注記事項　（重要な会計上の見積り)」の記載から重要な変更はありません。

役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前年同期比85百万円減少の486百万円となりました。また、役務取引等費用は、前年同期比43百万円減少の467百万円となりました。

種類	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	571	486
うち預金・貸出業務	346	247
うち為替業務	53	53
うち証券関連業務	46	70
うち代理業務	19	14
うち保護預り・貸金庫業務	0	0
うち保証業務	14	7
うち保険窓販業務	90	92
役務取引等費用	511	467
うち為替業務	12	12

預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	533,148	540,584
うち流動性預金	280,219	305,963
うち定期性預金	251,037	232,809
うちその他	1,890	1,811
譲渡性預金	―	―
総合計	533,148	540,584

(注) 1　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2　定期性預金＝定期預金＋定期積金

貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	13,148	3.37	13,719	3.72
農業，林業	1,255	0.32	1,277	0.35
漁業	119	0.03	95	0.03
鉱業，採石業，砂利採取業	194	0.05	154	0.04
建設業	18,605	4.76	21,066	5.70
電気・ガス・熱供給・水道業	7,283	1.86	6,548	1.77
情報通信業	4,301	1.10	5,435	1.47
運輸業，郵便業	2,412	0.62	2,187	0.59
卸売業，小売業	17,584	4.50	19,790	5.36
金融業，保険業	13,301	3.41	12,971	3.51
不動産業，物品賃貸業	140,698	36.02	113,883	30.84
学術研究，専門・技術サービス業	3,099	0.79	3,776	1.02
宿泊業	954	0.24	1,403	0.38
飲食業	3,728	0.95	4,028	1.09
生活関連サービス業，娯楽業	5,407	1.38	5,209	1.41
教育・学習支援業	629	0.16	586	0.16
医療・福祉	12,138	3.11	12,808	3.47
その他のサービス	10,458	2.68	11,047	2.99
地方公共団体	37,179	9.52	45,986	12.45
その他	98,074	25.13	87,334	23.65
合計	390,576	100.00	369,310	100.00

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2026年９月30日
１．連結自己資本比率(２／３)	7.40
２．連結における自己資本の額	23,024
３．リスク・アセットの額	310,770
４．連結総所要自己資本額	12,430

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円、%)

	2026年９月30日
１．単体自己資本比率(２／３)	7.11
２．単体における自己資本の額	21,945
３．リスク・アセットの額	308,290
４．単体総所要自己資本額	12,331

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,337	4,396
危険債権	4,711	5,624
要管理債権	531	531
正常債権	392,396	367,585

３ 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	37,400,000
Ａ種優先株式	18,600,000
Ｂ種優先株式	18,600,000
計	37,400,000

(注) 当行の発行可能株式総数は37,400,000株であり、普通株式は37,400,000株、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の発行可能種類別株式総数はそれぞれ、18,600,000株とする旨定款に規定しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,416,000	8,416,000	東京証券取引所スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
Ａ種優先株式	940,840	940,840	非上場	単元株式数は100株であります。(注)１
Ｂ種優先株式	6,000,000	6,000,000	非上場	単元株式数は100株であります。(注)２
計	15,356,840	15,356,840	―	―

(注)１ Ａ種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) Ａ種優先配当金

① Ａ種優先配当金

当銀行は、定款第44条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種優先株式を有する株主(以下「Ａ種優先株主」という。)又はＡ種優先株式の登録株式質権者(以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記②に定める配当年率(以下「Ａ種優先株式配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「Ａ種優先配当金」という。)の配当をする。

また、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して定款第11条の３に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② Ａ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋1.00%

ただし、上記の算出の結果が８％を超える場合には、Ａ種優先配当年率は８％とする。なお、Ａ種優先配当年率は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日が属する事業年度については2019年４月１日、それ以降に開始する事業年度については毎年の４月１日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日において、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

上記の定めにかかわらず、普通株式への中間配当金及び期末配当金の合計がゼロとなる事業年度においては、Ａ種配当年率は日本円TIBOR(12ヶ月物)とする(ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、上記と同様、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。)。

③ 非累積条項

ある事業年度において、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

④ 非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) Ａ種優先中間配当金

当銀行は、定款第46条に定める中間配当を行うときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭(以下「Ａ種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか残余財産の分配を行わない。

③ 経過Ａ種優先配当金相当額

Ａ種優先株式１株当たりの経過Ａ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にＡ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＡ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ａ種優先株主は、定時株主総会にＡ種優先配当金の額の全部(Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ａ種優先配当金の額の全部(Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、Ａ種優先配当金の額の全部(Ａ種優先株主又はＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

Ａ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当銀行に対し、自己の有するＡ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、Ａ種優先株主がかかる取得の請求をしたＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産をＡ種優先株主に対して交付する。

ただし、下記③に定める財産としての普通株式数が行使可能株式数(以下に定義する。)を超える場合には、引換えに交付される普通株式数が行使可能株式数を超えない範囲内で最大数のＡ種優先株式について取得請求の効力が生じるものとし、その余のＡ種優先株式については取得請求がなされなかったものとみなす。「行使可能株式数」とは、(ⅰ)取得請求をした日(以下「取得請求日」という。)における当銀行の発行可能株式総数から、取得請求日における当銀行の発行済株式総数(当銀行の自己株式数を除く。)及び取得請求日における新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、(ⅱ)取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行可能種類株式総数から、取得請求日における当銀行の普通株式に係る発行済株式総数(当銀行の自己株式数を除く。)、取得請求権付株式(当該取得請求権の取得請求期間の初日が到来していないものを除く。)の株主が取得請求権の行使により取得することとなる普通株式の数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生により取得することとなる普通株式の数及び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の新株予約権者が新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか小さい方をいう。

② 取得を請求することのできる期間

取得請求期間は、2024年12月１日から2034年11月30日とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株主が取得の請求をしたＡ種優先株式数に1,000円(ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取り扱う。

④ 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日(以下「当初取得価額決定日」という。)における当銀行の普通株式１株当たり時価(以下「普通株式１株当たり時価(当初取得価額決定日)」という。)とする。ただし、普通株式１株当たり時価(当初取得価額決定日)が下記⑥に定める上限取得価額を上回る場合は、当初取得価額は上限取得価額とし、普通株式１株当たり時価(当初取得価額決定日)が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式１株当たり時価(当初取得価額決定日)とは、当初取得価額決定日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。)とする。

⑤ 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年４月１日及び10月１日(以下「取得価額修正日」という。)における普通株式１株当たり時価(以下「普通株式１株当たり時価(取得価額修正日)」という。)に修正される(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、普通株式１株当たり時価(取得価額修正日)が下記⑥に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式１株当たり時価(取得価額修正日)が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式１株当たり時価(取得価額修正日)とは、取得価額修正日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。)とする。

⑥ 上限取得価額

上限取得価額は、発行決議日である2019年９月６日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値に1.2を乗じた金額(円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。また下記⑧による調整を受ける。)である724円とする。

⑦ 下限取得価額

下限取得価額は、発行決議日である2019年９月６日の前取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値に0.8を乗じた額(円位未満切上げ。また下記⑧による調整を受ける。)である483円とする。

⑧ 取得価額の調整

イ．Ａ種優先株式の発行後、下記(ⅰ)ないし(ⅴ)のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額及び上限取得価額を含む。以下同じ。)を以下に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ⅰ)取得価額調整式に使用する時価(下記ハ．に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(株式無償割当の場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ⅱ)株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(ⅲ)取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ．に定義する。以下本(ⅲ)、下記(ⅳ)ならびに下記ハ．(ⅳ)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ⅳ)取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ．に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅳ)による調整は行わない。

(ⅴ)株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(ⅰ)ないし(ⅴ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。

ハ．(ⅰ)取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本⑧に準じて調整する。

(ⅱ)取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii)取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当銀行の発行済株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整の前に上記イ．又はロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv)取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ．(ⅰ)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は０円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ．(ⅱ)及び(ⅴ)の場合には０円、上記イ．(iii)ないし(iv)の場合には価額とする。

ニ．上記イ．(iii)ないし(iv)及び上記ハ．(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．(iv)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．(ⅰ)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(ⅰ)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された上記イ．第２文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。)を使用する。

⑨ 合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額((7) 普通株式を対価とする取得条項②に定める一斉取得価額を含む。以下本⑨において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩ 取得請求受付場所

株式会社島根銀行　人事財務グループ

⑪ 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2029年12月１日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、Ａ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＡ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も、(5) 普通株式を対価とする取得請求権①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、(3) 残余財産の分配③に定める経過Ａ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ａ種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2034年12月１日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていないＡ種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ａ種優先株主に対し、その有するＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。)に相当する金額とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が、(5) 普通株式を対価とする取得請求権⑥に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、一斉取得価額が、(5) 普通株式を対価とする取得請求権⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

① 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＡ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＡ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(9) 定款の定めにより、単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。

2　Ｂ種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) Ｂ種優先配当金

① Ｂ種優先配当金

当銀行は、定款第44条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主(以下「Ｂ種優先株主」という。)又はＢ種優先株式の登録株式質権者(以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、年率1.65%を乗じて算出した額(ただし、Ｂ種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの日数につき１年を365日とする日割計算により算出した額)の金銭(円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。)を乗じて算出した額の金銭(以下「Ｂ種優先配当金」という。)の配当をする。

また、当該基準日の属する事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して定款第11条の13に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

なお、Ｂ種優先配当金に、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者が権利を有するＢ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、小数第１位を切り上げる。

② 非累積条項

ある事業年度において、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がＢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) Ｂ種優先中間配当金

当銀行は、定款第46条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭(以下「Ｂ種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過Ｂ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか残余財産の分配を行わない。

③ 経過Ｂ種優先配当金相当額

Ｂ種優先株式１株当たりの経過Ｂ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にＢ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対してＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。なお、Ｂ種優先株式１株当たりの経過Ｂ種優先配当金相当額に、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者が権利を有するＢ種優先株式の数を乗じた金額に１円未満の端数が生じるときは、小数第１位を切り上げる。

(4) 議決権

Ｂ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(5) 種類株主総会

当銀行が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2030年12月28日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＢ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、Ｂ種優先株式の取得と引換えに、Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過Ｂ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、(3)③に定める経過Ｂ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ｂ種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2032年12月28日(以下「一斉取得日」という。)をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていないＢ種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｂ種優先株主に対し、その有するＢ種優先株式数にＢ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。)に相当する金額とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が294円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額(ただし、下記③による調整を受ける。)とする。

③ 下限取得価額の調整

イ．Ｂ種優先株式の発行後、下記(ⅰ)ないし(ⅴ)のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を以下に定める算式(以下「下限取得価額調整式」という。)により調整する。(以下、調整後の取得価額を「調整後下限取得価額」という。)。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ⅰ)下限取得価額調整式に使用する時価(下記ハ．に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(株式無償割当の場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ⅱ)株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(ⅲ)下限取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記ニ．に定義する。以下本(ⅲ)、下記(ⅳ)ならびに下記ハ．(ⅳ)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行又は処分する場合(株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。)

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ⅳ)取得条項付株式等の取得と引換えに下限取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)による下限取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ．に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅳ)による調整は行わない。

(ⅴ)株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ．上記イ．(ⅰ)ないし(ⅴ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ．(ⅰ)下限取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り上げる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本③に準じて調整する。

(ⅱ)下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(ⅲ)下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当銀行の発行済株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に、当該下限取得価額の調整の前に上記イ．又はロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(ⅳ)下限取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ．(ⅰ)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は０円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ．(ⅱ)及び(ⅴ)の場合には０円、上記イ．(ⅲ)ないし(ⅳ)の場合には価額とする。

ニ．上記イ．(ⅲ)ないし(ⅳ)及び上記ハ．(ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．(ⅳ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ.(ⅰ)ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(ⅰ)ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．下限取得価額調整式により算出された上記イ．第２文を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。)を使用する。

(8) 譲渡制限

Ｂ種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。

(9) 優先順位

Ａ種優先株式及びＢ種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

(10)株式の分割又は併合及び株式無償割当て

① 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(11)法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(12)その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年４月１日～2026年９月30日	―	15,356	―	7,886	―	―

(5) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木１丁目６番１号	2,460	16.02
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都中央区日本橋室町２丁目４番３号	1,747	11.37
中国総合信用株式会社	広島県広島市東区光町２丁目８番37号	1,316	8.57
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号	1,092	7.11
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通１丁目10番の２	500	3.25
株式会社シノケングループ	福岡県福岡市中央区天神１丁目１番１号	500	3.25
島根銀行職員持株会	島根県松江市朝日町484番地19	381	2.48
株式会社トマト銀行	岡山県岡山市北区番町２丁目３番４号	300	1.95
松江土建株式会社	島根県松江市学園南２丁目３番５号	220	1.43
山陰ケーブルビジョン株式会社	島根県松江市学園１丁目２番27号	200	1.30
八幡東栄エステート株式会社	鳥取県鳥取市南隈841番地	200	1.30
計	―	8,918	58.08

(注) １ 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２ 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３ 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合の計算上、株式給付信託(BBT)が所有する当行株式186,197株は、発行済株式数から控除する自己株式には含めておりません。
４ 株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する株式数のうち、2019年11月29日にＳＢＩ地域銀行価値創造ファンド(委託会社：ＳＢＩアセットマネジメント株式会社)に対して実施した第三者割当増資に係るものが、1,092千株含まれております。

② 所有議決権数別

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社ＳＢＩ新生銀行	東京都中央区日本橋室町２丁目４番３号	17,472	20.90
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号	10,928	13.07
島根銀行職員持株会	島根県松江市朝日町484番地19	3,811	4.56
株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号	1,861	2.22
大川　良彰	神奈川県横浜市泉区	1,234	1.47
肥田　義光	東京都品川区	724	0.86
秋定　真輔	兵庫県明石市	700	0.83
南　聰子	大阪府堺市南区	605	0.72
竹下　泰治	島根県出雲市	460	0.55
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目26番１号	410	0.49
計	―	38,205	45.72

(注) １　上記①　所有株式数別に記載しているＳＢＩ地銀ホールディングス株式会社所有のＡ種優先株式940千株及びＢ種優先株式1,520千株は、議決権を有しておりません。その他、中国総合信用株式会社所有のうち1,300千株、株式会社西京銀行及び株式会社シノケングループ所有のうち500千株、株式会社トマト銀行所有のうち300千株、松江土建株式会社及び山陰ケーブルビジョン株式会社並びに八幡東栄エステート株式会社のうち200千株は、Ｂ種優先株式であり、議決権を有しておりません。なお、Ａ種優先株式及びＢ種優先株式の内容については、「１　株式等の状況　(1) 株式の総数等　②　発行済株式」に記載しております。

２　株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する議決権数のうち、2019年11月29日にＳＢＩ地域銀行価値創造ファンド(委託会社：ＳＢＩアセットマネジメント株式会社)に対して実施した第三者割当増資に係るものが、10,928個含まれております。

３　総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 940,800 B種優先株式 6,000,000	―	(注)１
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,700	―	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,355,900	83,559	同上
単元未満株式	普通株式 57,400 A種優先株式 40	― ―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	15,356,840	―	―
総株主の議決権	―	83,559	―

(注) １　A種優先株式及びB種優先株式の内容については、「１　株式等の状況　(1)株式の総数等　②　発行済株式」に記載しております。

２　上記の「単元未満株式」の欄には、当行の所有する自己株式が59株含まれております。

３　上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付信託(BBT)により、株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)が保有する当行株式186,197株(議決権1,861個)が含まれております。なお、当該議決権1,861個は、議決権不行使となっております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社島根銀行	島根県松江市朝日町484番地19	2,700	―	2,700	0.03
計	―	2,700	―	2,700	0.03

(注) １　株式給付信託(BBT)の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託Ｅ口)が所有する当行株式186,197株は上記自己株式等に含めておりません。

２　上記自己株式には、単元未満株式59株は含めておりません。

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

(注) 当行は執行役員制度を導入しております。前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における執行役員の異動は、次のとおりであります。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
執行役員次世代バンキングシステム構築プロジェクト推進室長	次世代バンキングシステム構築プロジェクト推進室長	小川　隆浩	2026年８月１日
執行役員本店営業部長	本店営業部長	畑　浩夫	2026年８月１日

第４ 【経理の状況】

１　当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、当行の監査法人は次のとおり交代しております。

第176期連結会計年度の連結財務諸表及び第176期事業年度の財務諸表　有限責任 あずさ監査法人

第177期中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び第177期中間会計期間の中間財務諸表　太陽有限責任監査法人

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※４ 25,831	※４ 62,297
金銭の信託	289	364
有価証券	※１,※２,※４,※８ 130,888	※１,※２,※４,※８ 121,279
貸出金	※２,※３,※４,※５ 389,701	※２,※３,※４,※５ 369,310
リース債権及びリース投資資産	※４ 3,832	※４ 3,917
その他資産	※２,※４ 3,214	※２,※４ 3,952
有形固定資産	※６,※７ 6,453	※６,※７ 6,349
無形固定資産	495	436
退職給付に係る資産	816	827
繰延税金資産	10	15
支払承諾見返	※２ 4,631	※２ 3,281
貸倒引当金	△3,003	△4,200
資産の部合計	563,161	567,832
負債の部		
預金	525,285	540,584
借用金	※４ 18,234	※４ 11,360
その他負債	2,018	2,752
睡眠預金払戻損失引当金	15	15
偶発損失引当金	182	224
役員株式給付引当金	118	126
業績連動賞与引当金	2	0
繰延税金負債	126	72
再評価に係る繰延税金負債	※６ 171	※６ 171
支払承諾	4,631	3,281
負債の部合計	550,787	558,591
純資産の部		
資本金	7,886	7,886
資本剰余金	7,725	7,725
利益剰余金	8,868	8,877
自己株式	△127	△124
株主資本合計	24,352	24,365
その他有価証券評価差額金	△12,614	△15,728
土地再評価差額金	※６ 321	※６ 321
退職給付に係る調整累計額	295	262
その他の包括利益累計額合計	△11,997	△15,144
非支配株主持分	19	19
純資産の部合計	12,374	9,240
負債及び純資産の部合計	563,161	567,832

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	5,380	7,203
資金運用収益	3,759	4,143
（うち貸出金利息）	3,014	3,224
（うち有価証券利息配当金）	661	792
役務取引等収益	571	486
その他業務収益	17	※１ 1,517
その他経常収益	※２ 1,031	※２ 1,056
経常費用	5,037	6,940
資金調達費用	779	1,158
（うち預金利息）	771	1,134
役務取引等費用	511	467
その他業務費用	5	※５ 315
営業経費	※３ 2,809	※３ 2,755
その他経常費用	933	※４,※５ 2,243
経常利益	342	263
特別利益	16	―
固定資産処分益	16	―
税金等調整前中間純利益	359	263
法人税、住民税及び事業税	54	228
法人税等調整額	△12	△75
法人税等合計	42	153
中間純利益	316	109
非支配株主に帰属する中間純利益	0	0
親会社株主に帰属する中間純利益	315	109

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
中間純利益	316	109
その他の包括利益	△591	△3,147
その他有価証券評価差額金	△579	△3,113
退職給付に係る調整額	△11	△33
中間包括利益	△274	△3,037
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△275	△3,037
非支配株主に係る中間包括利益	0	0

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,886	7,722	8,680	△127	24,161
当中間期変動額					
剰余金の配当			△97		△97
親会社株主に帰属する中間純利益			315		315
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			14		14
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	―	―	232	△0	232
当中間期末残高	7,886	7,722	8,913	△127	24,394

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△9,675	336	99	△9,240	23	14,944
当中間期変動額						
剰余金の配当						△97
親会社株主に帰属する中間純利益						315
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						14
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△579	△14	△11	△605	0	△605
当中間期変動額合計	△579	△14	△11	△605	0	△372
当中間期末残高	△10,255	321	88	△9,845	23	14,572

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,886	7,725	8,868	△127	24,352
当中間期変動額					
剰余金の配当			△100		△100
親会社株主に帰属する中間純利益			109		109
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				3	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	―	―	9	3	13
当中間期末残高	7,886	7,725	8,877	△124	24,365

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△12,614	321	295	△11,997	19	12,374
当中間期変動額						
剰余金の配当						△100
親会社株主に帰属する中間純利益						109
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3,113	―	△33	△3,147	△0	△3,147
当中間期変動額合計	△3,113	―	△33	△3,147	△0	△3,133
当中間期末残高	△15,728	321	262	△15,144	19	9,240

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	359	263
減価償却費	314	317
持分法による投資損益（△は益）	△1	△1
貸倒引当金の増減（△）	△411	1,196
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△10	△11
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△1	△0
偶発損失引当金の増減（△）	12	41
役員株式給付引当金の増減額（△は減少）	11	8
業績連動賞与引当金の増減額（△は減少）	△1	△1
資金運用収益	△3,759	△4,143
資金調達費用	779	1,158
有価証券関係損益（△）	2	△297
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△31	△0
固定資産処分損益（△は益）	△16	―
貸出金の純増（△）減	△2,439	20,390
預金の純増減（△）	6,251	15,298
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△18	△6,873
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	217	29
リース債権及びリース投資資産の純増（△）減	△127	△84
その他資産の純増（△）減	121	△797
資金運用による収入	3,567	4,015
資金調達による支出	△472	△947
その他	△295	210
小計	4,051	29,773
法人税等の支払額	△114	△15
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,936	29,758
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△33,743	△20,609
有価証券の売却による収入	1,471	9,601
有価証券の償還による収入	14,165	18,025
金銭の信託の増加による支出	―	△56
金銭の信託の減少による収入	129	―
有形固定資産の取得による支出	△83	△107
有形固定資産の売却による収入	72	―
無形固定資産の取得による支出	△80	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,069	6,837
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△98	△100
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△98	△100
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△14,231	36,495
現金及び現金同等物の期首残高	46,129	25,189
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 31,897	※1 61,685

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　2社

会社名

松江リース株式会社

株式会社しまぎん地域事業投資

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社　1社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(4) 持分法非適用の関連会社　1社

会社名

しまぎんまちづくりファンド有限責任事業組合

持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等　1社

投資事業等を営む連結子会社が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しており、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3　連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、９月末日であります。

4　会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②　金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記４(2)①のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：２年～50年

その他：２年～50年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、原則として１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,894百万円(前連結会計年度末は1,894百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(6) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(7) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当行株式の交付に備えるため、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 業績連動賞与引当金の計上基準

業績連動賞与引当金は、役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(10) 重要な収益・費用の計上基準

① 顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、主に役務取引等収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(12) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（受益証券に係る収益、費用の会計処理）

当行は受益証券に係る期中収益分配金（償還時の差損益含む）については有価証券利息配当金に計上し、受益証券の解約益はその他業務収益（国債等債券売却益）に、受益証券の解約損はその他業務費用（国債等債券売却損）に計上しております。

(追加情報)

・株式給付信託

当行は、当行の取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(＝Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、当行の取締役等に対して、当行が定める取締役株式給付規程及び監査役株式給付規程に従って、役位、業績達成度合いに応じて当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当行株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当中間連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額は121百万円、株式数は186千株、期中平均株式数は190千株（前連結会計年度末の帳簿価額は125百万円、期末株式数は191千株、期中平均株式数は191千株）であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※１　非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
株式	74百万円	75百万円
出資金	49百万円	49百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,338百万円	4,396百万円
危険債権額	5,496百万円	5,624百万円
三月以上延滞債権額	84百万円	57百万円
貸出条件緩和債権額	425百万円	474百万円
合計額	9,344百万円	10,553百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
224百万円	151百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
リース債権及びリース投資資産	928百万円	850百万円
その他資産	388百万円	566百万円
計	1,317百万円	1,416百万円
担保資産に対応する債務		
借用金	1,234百万円	1,360百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引及び日本銀行借入金10,000百万円(前連結会計年度17,000百万円)の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
預け金	8百万円	8百万円
有価証券	23,131百万円	18,271百万円
証書貸付	4,382百万円	4,287百万円

また、その他資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
敷金	21百万円	17百万円
保証金	13百万円	13百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	72,646百万円	75,432百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	51,598百万円	53,941百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　土地の再評価に関する法律(1998年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年３月31日公布政令第119号)第２条第１号及び第４号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
△643百万円	△645百万円

※７　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	5,454百万円	5,630百万円

※８　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
1,360百万円	1,410百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１　その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸出債権譲渡益	―百万円	893百万円

※２　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金戻入益	4百万円	―百万円
償却債権取立益	0百万円	0百万円

※３　営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
給与・手当	1,080百万円	1,083百万円
減価償却費	285百万円	288百万円
業務委託費	490百万円	518百万円

※４　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	―百万円	1,198百万円

※５　当行グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金）の減損処理の方法として、切放し法を適用しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,416	―	―	8,416	
Ａ種優先株式	940	―	―	940	
Ｂ種優先株式	6,000	―	―	6,000	
合計	15,356	―	―	15,356	
自己株式					
普通株式	194	0	―	194	(注)
合計	194	0	―	194	

(注) １　普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加137株であります。
２　当中間連結会計期間の自己株式には、株式給付信託(信託Ｅ口)が保有する当行株式191,855株が含まれております。

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年６月26日定時株主総会	普通株式	42	5.00	2025年３月31日	2025年６月27日
	Ａ種優先株式	6	6.475	2025年３月31日	2025年６月27日
	Ｂ種優先株式	49	8.25	2025年３月31日	2025年６月27日

(注)　2025年６月26日定時株主総会において決議した配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度において設定した信託(信託Ｅ口)に対する配当金０百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日取締役会	普通株式	42	利益剰余金	5.00	2025年９月30日	2025年12月４日
	Ａ種優先株式	8	利益剰余金	9.14	2025年９月30日	2025年12月４日
	Ｂ種優先株式	49	利益剰余金	8.25	2025年９月30日	2025年12月４日

(注)　2025年11月14日取締役会において決議した配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度において設定した信託(信託Ｅ口)に対する配当金０百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,416	―	―	8,416	
A種優先株式	940	―	―	940	
B種優先株式	6,000	―	―	6,000	
合計	15,356	―	―	15,356	
自己株式					
普通株式	194	0	5	188	(注)
合計	194	0	5	188	

(注) １　普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加93株であります。
２　普通株式の自己株式の減少は、株式給付信託(信託Ｅ口)の給付による減少5,658株であります。
３　当中間連結会計期間の自己株式には、株式給付信託(信託Ｅ口)が保有する当行株式186,197株が含まれております。

２　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月24日定時株主総会	普通株式	42	5.00	2026年３月31日	2026年６月25日
	A種優先株式	8	9.14	2026年３月31日	2026年６月25日
	B種優先株式	49	8.25	2026年３月31日	2026年６月25日

(注)　2026年６月24日定時株主総会において決議した配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度において設定した信託(信託Ｅ口)に対する配当金０百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月13日取締役会	普通株式	42	利益剰余金	5.00	2026年９月30日	2026年12月28日
	A種優先株式	10	利益剰余金	11.655	2026年９月30日	2026年12月28日
	B種優先株式	49	利益剰余金	8.25	2026年９月30日	2026年12月28日

(注) １　2026年11月13日取締役会において決議した配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」制度において設定した信託(信託Ｅ口)に対する配当金０百万円が含まれております。
２　当中間連結会計期間に属する配当につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会、種類株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提としております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金預け金勘定	32,111百万円	62,297百万円
定期預け金	△8百万円	△458百万円
普通預け金	△84百万円	△28百万円
その他	△121百万円	△126百万円
現金及び現金同等物	31,897百万円	61,685百万円

(リース取引関係)

１　ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①　有形固定資産

該当事項はありません。

②　無形固定資産

該当事項はありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４　会計方針に関する事項」の「(3)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２　オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年内	1,019	1,019
１年超	11,372	10,863
合計	12,392	11,882

(金融商品関係)

1　金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注１)参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託(※１)	289	289	―
(2) 有価証券(※１)			
満期保有目的の債券	4,664	4,333	△330
その他有価証券	122,957	122,957	―
(3) 貸出金	389,701		
貸倒引当金(※２)	△2,974		
	386,727	382,901	△3,826
資産計	514,639	510,482	△4,156
(1) 預金	525,285	525,530	245
(2) 借用金	18,234	18,225	△8
負債計	543,519	543,756	236

(※１) 金銭の信託及び有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日)第24-３項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託283百万円及び第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託5,264百万円が含まれております。

(※２) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託(※１)	364	364	―
(2) 有価証券(※１)			
満期保有目的の債券	4,713	4,060	△653
その他有価証券	113,285	113,285	―
(3) 貸出金	369,310		
貸倒引当金(※２)	△4,151		
	365,159	360,001	△5,157
資産計	483,523	477,711	△5,811
(1) 預金	540,584	540,388	△195
(2) 借用金	11,360	11,351	△9
負債計	551,945	551,740	△205

(※１) 金銭の信託及び有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託314百万円及び第24-９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託4,182百万円が含まれております。

(※２) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注１)市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度(2026年３月31日)	当中間連結会計期間(2026年９月30日)
非上場株式(※１)(※２)	122	135
関連会社株式	74	75
組合出資金（※３）	3,069	3,069

(※１) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※２) 前連結会計年度において、非上場株式について４百万円の減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について10百万円の減損処理を行っております。

(※３) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（※１）	―	6	―	6
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債	36,582	7,333	―	43,916
社債	―	9,931	1,324	11,255
その他（※２）	―	62,520	―	62,520
資産計	36,582	79,792	1,324	117,699

（※１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-３項に定める投資信託283百万円については、上記表には含めておりません。

（※２）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-９項に定める投資信託5,264百万円については、上記表には含めておりません。

第24-３項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(※)					
511	―	△16	△212	―	―	283	―

（※）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれており、税効果会計適用前の金額で記載しております。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
ゼネラルパートナーの事前の承諾なしに売却できないことから、重要な解約制限を有している。	283

第24-９項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(※)					
5,123	―	141	―	―	―	5,264	―

（※）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（※１）	―	49	―	49
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債	33,766	2,552	―	36,319
社債	―	9,238	1,366	10,604
その他（※２）	―	62,179	―	62,179
資産計	33,766	74,020	1,366	109,152

（※１）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-３項に定める投資信託314百万円については、上記表には含めておりません。

（※２）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-９項に定める投資信託4,182百万円については、上記表には含めておりません。

第24-３項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(※)					
283	―	17	13	―	―	314	―

（※）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれており、税効果会計適用前の金額で記載しております。

中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
ゼネラルパートナーの事前の承諾なしに売却できないことから、重要な解約制限を有している。	314

第24-９項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高の調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(※)					
5,264	77	△138	△1,020	―	―	4,182	―

（※）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	4,333	―	―	4,333
貸出金	―	―	382,901	382,901
資産計	4,333	―	382,901	387,234
預金	―	525,530	―	525,530
借用金	―	18,225	―	18,225
負債計	―	543,756	―	543,756

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	4,060	―	―	4,060
貸出金	―	―	360,001	360,001
資産計	4,060	―	360,001	364,061
預金	―	540,388	―	540,388
借用金	―	11,351	―	11,351
負債計	―	551,740	―	551,740

(注１)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

金銭の信託

信託財産構築物のうち、満期のない預け金等は時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額をスワップ・レートなどの基準市場金利及び発行体の内部格付に応じた信用スプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しており、当該信用スプレッドは観察不能であることからレベル３の時価に分類しております。

私募債を除き、相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格を利用しており、算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、割引手形及び手形貸付は、約定期間が短期間(１年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

当該時価はすべてレベル３の時価に分類しております。

負　債

預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借用金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(１年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

(注２)時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2026年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.5% ～ 2.7%	0.8%

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.5% ～ 1.1%	0.7%

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替（※２）	レベル３の時価からの振替（※３）	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（※１）					
有価証券								
社債	3,035	―	△11	△1,700	―	―	1,324	―

（※１）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
（※２）レベル２の時価からレベル３の時価への振替であり、前連結会計年度中は該当ありません。
（※３）レベル３の時価からレベル２の時価への振替であり、前連結会計年度中は該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替（※２）	レベル３の時価からの振替（※３）	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（※１）					
有価証券								
社債	1,324	―	△8	50	―	―	1,366	―

（※１）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
（※２）レベル２の時価からレベル３の時価への振替であり、当中間連結会計期間中は該当ありません。
（※３）レベル３の時価からレベル２の時価への振替であり、当中間連結会計期間中は該当ありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは人事財務グループにおいて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って営業推進グループ及び人事財務グループが時価を算定しております。算定された時価は、営業推進グループ及び人事財務グループにおいて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、営業推進グループ、審査管理グループが評価技法及びインプットの確認や、観察可能なインプットを用いて再計算した結果と第三者から入手した相場価格との比較等を行い、価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用スプレッド

信用スプレッドは、私募債のクーポンレートに含まれる上乗せ金利であり、発行体の内部格付に応じて算定しております。信用スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※１　「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１　満期保有目的の債券

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,664	4,333	△330
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	4,664	4,333	△330
合計		4,664	4,333	△330

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,713	4,060	△653
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	4,713	4,060	△653
合計		4,713	4,060	△653

2　その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	3,023	3,022	1
	国債	―	―	―
	地方債	3,023	3,022	1
	社債	―	―	―
	その他	7,457	6,783	673
	小計	10,480	9,805	674
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	52,148	59,355	△7,206
	国債	36,582	42,646	△6,063
	地方債	4,310	4,442	△132
	社債	11,255	12,266	△1,011
	その他	60,328	66,402	△6,074
	小計	112,477	125,758	△13,281
合計		122,957	135,564	△12,606

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	6,819	6,335	483
	小計	6,819	6,335	483
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	46,923	56,249	△9,326
	国債	33,766	41,793	△8,027
	地方債	2,552	2,705	△152
	社債	10,604	11,750	△1,146
	その他	59,542	66,406	△6,863
	小計	106,465	122,655	△16,190
合計		113,285	128,991	△15,706

3　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」時とは、次の基準に該当した場合であります。

(1) 株式・受益証券

時価が取得原価に比べ、30%以上下落した状態にある場合。

(2) 債券

①　時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、50%以上下落した場合。

②　時価が取得原価あるいは償却原価に比べて、30%以上下落した状態にある場合で、信用リスクの増大(格付機関による直近の格付符号が「BBB」相当未満)要因がある場合。

(金銭の信託関係)

1　運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2　満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	連結 貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	289	330	△40	―	△40

(注)　「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	中間連結 貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間連結 貸借対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	364	387	△22	0	△23

(注)　「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	△12,646
その他有価証券	△12,606
その他の金銭の信託	△40
繰延税金資産又は(△)繰延税金負債	31
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△12,614
(△)非支配株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△12,614

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	△15,728
その他有価証券	△15,706
その他の金銭の信託	△22
繰延税金資産又は(△)繰延税金負債	―
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△15,728
(△)非支配株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△15,728

(賃貸等不動産関係)

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日　）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務収益	571	―	571	―	571
預金・貸出金業務	346	―	346	―	346
保険窓販業務	90	―	90	―	90
証券関連業務	46	―	46	―	46
為替業務	53	―	53	―	53
その他	34	―	34	―	34
顧客との契約から生じる収益	571	―	571	―	571
上記以外の経常収益	3,841	965	4,807	1	4,808
外部顧客に対する経常収益	4,413	965	5,378	1	5,380

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日　）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
役務収益	486	―	486	―	486
預金・貸出金業務	247	―	247	―	247
保険窓販業務	92	―	92	―	92
証券関連業務	70	―	70	―	70
為替業務	53	―	53	―	53
その他	23	―	23	―	23
顧客との契約から生じる収益	486	―	486	―	486
上記以外の経常収益	5,682	1,033	6,716	1	6,717
外部顧客に対する経常収益	6,168	1,033	7,202	1	7,203

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

(表示方法の変更)

当中間連結会計期間において、貸出債権の流動化に伴う債権譲渡益を計上したことにより、顧客との契約から生じる収益以外の収益の重要性が増したため、財務諸表利用者が顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益との関係をより明瞭に理解できるよう、収益の分解情報の表示方法を変更しております。これに伴い、前中間連結会計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報についても組替えを行っております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1　報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の２つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務等を行っております。「リース業」は、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を行っております。

2　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常利益は、第三者間取引価格に基づいております。

3　報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	4,413	965	5,378	1	5,380	―	5,380
セグメント間の内部経常収益	28	26	55	―	55	△55	―
計	4,441	992	5,434	1	5,435	△55	5,380
セグメント利益	328	27	356	1	357	△14	342
セグメント資産	573,191	5,871	579,062	―	579,062	△4,460	574,602
セグメント負債	559,735	4,295	564,030	―	564,030	△4,000	560,030
その他の項目							
減価償却費	294	19	314	―	314	△0	314
資金運用収益	3,781	0	3,782	―	3,782	△23	3,759
資金調達費用	778	10	789	―	789	△9	779
特別利益	16	―	16	―	16	―	16
(固定資産処分益)	16	―	16	―	16	―	16
特別損失	―	―	―	―	―	―	―
(固定資産処分損)	―	―	―	―	―	―	―
税金費用	46	△3	42	―	42	0	42
持分法適用会社への投資額	1	9	10	―	10	64	75
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	163	0	164	―	164	―	164

(注) 1　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

3　調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△14百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△4,460百万円は、セグメント間取引消去額△4,652百万円、退職給付に係る資産の調整額128百万円、持分法適用会社への投資額64百万円であります。

(3) セグメント負債の調整額△4,000百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額△０百万円、資金運用収益の調整額△23百万円、資金調達費用の調整額△９百万円、税金費用の調整額０百万円は、セグメント間取引消去であります。また、持分法適用会社への投資額の調整額64百万円は、持分法による調整額であります。

4　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	6,168	1,033	7,202	1	7,203	―	7,203
セグメント間の内部経常収益	36	34	71	―	71	△71	―
計	6,205	1,068	7,274	1	7,275	△71	7,203
セグメント利益	268	9	278	1	279	△15	263
セグメント資産	565,778	7,082	572,861	―	572,861	△5,029	567,832
セグメント負債	557,836	5,501	563,337	―	563,337	△4,745	558,591
その他の項目							
減価償却費	296	21	318	―	318	△0	317
資金運用収益	4,173	2	4,176	―	4,176	△32	4,143
資金調達費用	1,154	20	1,174	―	1,174	△16	1,158
特別利益	―	―	―	―	―	―	―
(固定資産処分益)	―	―	―	―	―	―	―
特別損失	―	―	―	―	―	―	―
(固定資産処分損)	―	―	―	―	―	―	―
税金費用	149	2	152	―	152	1	153
持分法適用会社への投資額	1	9	10	―	10	64	75
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	105	51	157	―	157	―	157

(注) １　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

２　「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。

３　調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△15百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△5,029百万円は、セグメント間取引消去額△5,475百万円、退職給付に係る資産の調整額381百万円、持分法適用会社への投資額64百万円であります。

(3) セグメント負債の調整額△4,745百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額△0百万円、資金運用収益の調整額△32百万円、資金調達費用の調整額△16百万円、税金費用の調整額１百万円は、セグメント間取引消去であります。また、持分法適用会社への投資額の調整額64百万円は、持分法による調整額であります。

４　セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	3,030	711	965	671	5,380

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	3,233	1,416	1,033	1,519	7,203

(注)　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額		651円41銭	269円77銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	12,374	9,240
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	7,018	7,020
(うち非支配株主持分)	百万円	19	19
(うち優先株式)	百万円	6,940	6,940
(うち優先配当額)	百万円	58	60
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	5,355	2,219
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	8,221	8,227

(注) １　株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、１株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の株式数は、前連結会計年度191,855株、当中間連結会計期間186,197株であります。

２　当中間連結会計期間の１株当たり純資産額につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会、種類株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提とし算出しております。

２　１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益		31円36銭	6円00銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	315	109
普通株主に帰属しない金額	百万円	58	60
(うち中間優先配当額)	百万円	58	60
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	257	49
普通株式の期中平均株式数	千株	8,221	8,222
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益		14円24銭	5円06銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	58	60
(うち中間優先配当額)	百万円	58	60
普通株式増加数	千株	13,954	13,470
(うちＡ種優先株式)	千株	1,881	1,819
(うちＢ種優先株式)	千株	12,072	11,650
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

(注) １　株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、１株当たり中間純利益並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。なお、１株当たり中間純利益並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間191,855株、当中間連結会計期間190,711株であります。

２　当中間連結会計期間１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会、種類株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提とし算出しております。

(重要な後発事象)

（第三者割当によるＣ種優先株式の発行）

当行は、2026年10月16日開催の取締役会において、第三者割当により当行Ｃ種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議いたしました。

なお、本第三者割当増資につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案及び本第三者割当増資に係る定款変更議案が承認されること、並びに同日付の普通株主による種類株主総会、Ａ種優先株主による種類株主総会（会社法第325条により準用される第319条第１項の規定に基づく書面決議）及びＢ種優先株主による種類株主総会において、本第三者割当増資に係る定款変更議案が承認されることが条件となります。

１　第三者割当増資によるＣ種優先株式の概要

(1) 募集株式の種類	**株式会社島根銀行　Ｃ種優先株式**
(2) 募集株式の数	**10,000,000株**
(3) 募集株式の払込金額	**１株につき1,000円（総額金 10,000,000,000円）**
(4) 増加する資本金の額	**１株につき500円（総額金 5,000,000,000円）**
(5) 増加する資本準備金の額	**１株につき500円（総額金 5,000,000,000円）**
(6) 発行方法	**第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 ・株式会社ＳＢＩ新生銀行　10,000,000株**
(7) 申込期間	**2026年12月24日**
(8) 払込期日	**2026年12月25日**

２　資金の使途

本第三者割当増資により調達する差引手取概算額9,913,200,000円については、払込期日以降、地元事業先を中心とした事業性貸出金に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑な資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たし、地域社会の発展に貢献することが出来ると考えております。

（資本金及び資本準備金の額の減少）

当行は、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、Ｃ種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少については、Ｃ種優先株式の発行の効力が生じること及び必要となる許認可等の効力発生を条件といたします。

１　減少する資本金の額

5,000,000,000円（但し、Ｃ種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、Ｃ種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

２　減少する資本準備金の額

5,000,000,000円（但し、Ｃ種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、Ｃ種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

３　資本金及び資本準備金の額の減少の方法

減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

４　資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	**2026年10月16日**
債権者異議申述公告	**2026年10月19日**
債権者異議申述最終期日	**2026年11月19日**
効力発生日	**2026年12月25日**

（有価証券の売却）

2026年10月16日開催の取締役会において、財務基盤の強化に向け、ポートフォリオの再構築による収益力の大幅な向上を図るため、当行の保有する有価証券の売却を行うことを決議致しました。

1　有価証券の売却の内容

有価証券売却金額	**60,000百万円（予定）**
売却日	**2027年１月～2027年３月（予定）**

2　当該事象が連結損益に与える影響額

保有有価証券の売却により、2027年３月期連結決算において6,500百万円をその他業務費用に計上する見込みであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※４ 25,662	※４ 61,836
金銭の信託	289	364
有価証券	※１,※２,※４,※６ 131,416	※１,※２,※４,※６ 121,785
貸出金	※２,※３,※４,※５ 393,265	※２,※３,※４,※５ 373,177
その他資産	1,547	2,199
その他の資産	※２,※４ 1,547	※２,※４ 2,199
有形固定資産	6,427	6,326
無形固定資産	469	388
前払年金費用	386	445
繰延税金資産	9	49
支払承諾見返	※２ 4,631	※２ 3,281
貸倒引当金	△2,985	△4,168
資産の部合計	561,120	565,687
負債の部		
預金	526,031	541,414
借用金	※４ 17,000	※４ 10,000
その他負債	2,026	2,599
未払法人税等	58	133
リース債務	124	117
資産除去債務	85	94
その他の負債	1,758	2,254
睡眠預金払戻損失引当金	15	15
偶発損失引当金	182	224
役員株式給付引当金	118	126
業績連動賞与引当金	2	0
再評価に係る繰延税金負債	171	171
支払承諾	4,631	3,281
負債の部合計	550,179	557,836
純資産の部		
資本金	7,886	7,886
資本剰余金	7,722	7,722
その他資本剰余金	7,722	7,722
利益剰余金	7,752	7,773
利益準備金	122	142
その他利益剰余金	7,630	7,631
繰越利益剰余金	7,630	7,631
自己株式	△127	△124
株主資本合計	23,233	23,258
その他有価証券評価差額金	△12,614	△15,728
土地再評価差額金	321	321
評価・換算差額等合計	△12,293	△15,407
純資産の部合計	10,940	7,851
負債及び純資産の部合計	561,120	565,687

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	4,441	6,205
資金運用収益	3,781	4,173
（うち貸出金利息）	3,021	3,236
（うち有価証券利息配当金）	676	811
役務取引等収益	572	487
その他業務収益	17	※１ 1,517
その他経常収益	※２ 70	※２ 28
経常費用	4,109	5,934
資金調達費用	778	1,154
（うち預金利息）	771	1,135
役務取引等費用	511	467
その他業務費用	5	※５ 315
営業経費	※３ 2,773	※３ 2,716
その他経常費用	40	※４,※５ 1,280
経常利益	332	270
特別利益	16	―
固定資産処分益	16	―
税引前中間純利益	348	270
法人税、住民税及び事業税	54	221
法人税等調整額	△8	△71
法人税等合計	46	149
中間純利益	302	121

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,886	7,722	7,722	82	7,510	7,593
当中間期変動額						
剰余金の配当					△97	△97
中間純利益					302	302
自己株式の取得						
利益準備金の積立				19	△19	―
土地再評価差額金の取崩					14	14
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	―	―	―	19	199	219
当中間期末残高	7,886	7,722	7,722	102	7,710	7,812

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△127	23,074	△9,675	336	△9,339	13,734
当中間期変動額						
剰余金の配当		△97				△97
中間純利益		302				302
自己株式の取得	△0	△0				△0
利益準備金の積立		―				―
土地再評価差額金の取崩		14				14
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△579	△14	△594	△594
当中間期変動額合計	△0	219	△579	△14	△594	△374
当中間期末残高	△127	23,294	△10,255	321	△9,933	13,360

当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	7,886	7,722	7,722	122	7,630	7,752
当中間期変動額						
剰余金の配当					△100	△100
中間純利益					121	121
自己株式の取得						
自己株式の処分						
利益準備金の積立				20	△20	―
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	―	―	―	20	0	20
当中間期末残高	7,886	7,722	7,722	142	7,631	7,773

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△127	23,233	△12,614	321	△12,293	10,940
当中間期変動額						
剰余金の配当		△100				△100
中間純利益		121				121
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	3	3				3
利益準備金の積立		―				―
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△3,113	―	△3,113	△3,113
当中間期変動額合計	3	24	△3,113	―	△3,113	△3,089
当中間期末残高	△124	23,258	△15,728	321	△15,407	7,851

【注記事項】

(重要な会計方針)

1　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記２(1)のうちその他有価証券と同じ方法により行っております。

3　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：２年～50年

その他：２年～50年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、原則として１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,894百万円(前事業年度末は1,894百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定率法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(９年)による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく役員への当行株式の交付に備えるため、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 業績連動賞与引当金

業績連動賞与引当金は、役員への業績連動賞与の支払いに備えるため、役員に対する業績連動賞与の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

5　収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に役務取引等収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスとの交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

6　その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

（受益証券に係る収益、費用の会計処理）

当行は受益証券に係る期中収益分配金（償還時の差損益含む）については有価証券利息配当金に計上し、受益証券の解約益はその他業務収益（国債等債券売却益）に、受益証券の解約損はその他業務費用（国債等債券売却損）に計上しております。

(追加情報)

・株式給付信託

中間連結財務諸表　「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

※１　関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
株式	618百万円	618百万円
出資金	49百万円	49百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表（貸借対照表）の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,338百万円	4,396百万円
危険債権額	5,496百万円	5,624百万円
三月以上延滞債権額	84百万円	57百万円
貸出条件緩和債権額	425百万円	474百万円
合計額	9,344百万円	10,553百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
224百万円	151百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引及び日本銀行借入金10,000百万円(前事業年度17,000百万円)の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
預け金	8百万円	8百万円
有価証券	23,131百万円	18,271百万円
証書貸付	4,382百万円	4,287百万円
計	27,521百万円	22,567百万円

また、その他の資産には、敷金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
敷金	21百万円	17百万円
保証金	12百万円	12百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	73,046百万円	75,432百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	51,998百万円	53,941百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
1,360百万円	1,410百万円

(中間損益計算書関係)

※１　その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸出債権譲渡益	―百万円	893百万円

※２　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金戻入益	3百万円	―百万円
償却債権取立益	0百万円	0百万円

※３　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
有形固定資産	209百万円	213百万円
無形固定資産	84百万円	82百万円

※４　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	―百万円	1,184百万円

※５　当行は、当中間会計期間に係る有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金）の減損処理の方法として、切放し法を適用しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2026年３月31日）及び当中間会計期間（2026年9月30日）において、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注)　市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
子会社株式	617	617
関連会社株式及び出資金	51	51

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

（第三者割当によるＣ種優先株式の発行）

当行は、2026年10月16日開催の取締役会において、第三者割当により当行Ｃ種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）について決議いたしました。

なお、本第三者割当増資につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案及び本第三者割当増資に係る定款変更議案が承認されること、並びに同日付の普通株主による種類株主総会、Ａ種優先株主による種類株主総会（会社法第325条により準用される第319条第１項の規定に基づく書面決議）及びＢ種優先株主による種類株主総会において、本第三者割当増資に係る定款変更議案が承認されることが条件となります。

１　第三者割当増資によるＣ種優先株式の概要

(1) 募集株式の種類	**株式会社島根銀行　Ｃ種優先株式**
(2) 募集株式の数	**10,000,000株**
(3) 募集株式の払込金額	**１株につき1,000円（総額金 10,000,000,000円）**
(4) 増加する資本金の額	**１株につき500円（総額金 5,000,000,000円）**
(5) 増加する資本準備金の額	**１株につき500円（総額金 5,000,000,000円）**
(6) 発行方法	**第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 ・株式会社ＳＢＩ新生銀行　10,000,000株**
(7) 申込期間	**2026年12月24日**
(8) 払込期日	**2026年12月25日**

２　資金の使途

本第三者割当増資により調達する差引手取概算額9,913,200,000円については、払込期日以降、地元事業先を中心とした事業性貸出金に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑な資金供給を行うという地域金融機関としての責務を果たし、地域社会の発展に貢献することが出来ると考えております。

（資本金及び資本準備金の額の減少）

当行は、継続的な株主還元等や機動的な資本政策を可能とすることを目的として、Ｃ種優先株式の発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしました。

なお、かかる資本金及び資本準備金の額の減少については、Ｃ種優先株式の発行の効力が生じること及び必要となる許認可等の効力発生を条件といたします。

１　減少する資本金の額

5,000,000,000円（但し、Ｃ種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、Ｃ種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはありません。

２　減少する資本準備金の額

5,000,000,000円（但し、Ｃ種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）。なお、Ｃ種優先株式の発行と同時に、これにより増加する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

３　資本金及び資本準備金の額の減少の方法

減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

４　資本金及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日	**2026年10月16日**
債権者異議申述公告	**2026年10月19日**
債権者異議申述最終期日	**2026年11月19日**
効力発生日	**2026年12月25日**

（有価証券の売却）

2026年10月16日開催の取締役会において、財務基盤の強化に向け、ポートフォリオの再構築による収益力の大幅な向上を図るため、当行の保有する有価証券の売却を行うことを決議致しました。

1　有価証券の売却の内容

有価証券売却金額	**60,000百万円（予定）**
売却日	**2027年１月～2027年３月（予定）**

2　当該事象が損益に与える影響額

保有有価証券の売却により、2027年３月期個別決算において6,500百万円をその他業務費用（国債等債券売却損）に計上する見込みであります。

4 【その他】

中間配当

2026年11月13日開催の取締役会において、第177期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

なお、中間配当につきましては、2026年12月24日開催の臨時株主総会、普通株主による種類株主総会、Ａ種優先株主による種類株主総会（会社法第325条により準用される第319条第１項の規定に基づく書面決議）及びＢ種優先株主による種類株主総会における全ての付議議案の承認及び効力の発生を前提としております。

(普通株式)

中間配当金額	**42百万円**
１株当たりの中間配当金	**５円00銭**

(Ａ種優先株式)

中間配当金額	**10百万円**
１株当たりの中間配当金	**11円65銭５厘**

(Ｂ種優先株式)

中間配当金額	**49百万円**
１株当たりの中間配当金	**８円25銭**

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月26日

株式会社島根銀行
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　泉　　淳　一

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉　永　竜　也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島根銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島根銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年10月16日開催の取締役会において、第三者割当によるC種優先株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに有価証券の売却の決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2026年３月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2025年11月21日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2026年６月22日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。**
- **中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月26日

株式会社島根銀行
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

中国・四国事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	泉　　淳　一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉　永　竜　也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社島根銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第177期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社島根銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2026年10月16日開催の取締役会において、第三者割当によるC種優先株式の発行、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに有価証券の売却の決議を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2026年３月31日をもって終了した前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年11月21日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して2026年６月22日付けで無限定適正意見を表明している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１　上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。